

竹富町立船浦中学校「学校いじめ防止基本方針」

I 竹富町立船浦中学校 いじめ防止基本方針

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

学校や家庭、地域が連携し、いじめの問題克服に向けて取り組むために、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づいて、いじめの未然防止やいじめの早期発見・対策を総合かつ効果的に推進するため、「船浦中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) 基本理念といじめの定義

- ①いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒等に関係する問題であることから、生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ②いじめの防止等のための対策は、全ての生徒等がいじめを行わず、及び他の生徒等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ③いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

竹富町立船浦中学校は、いじめ防止等のための組織を中核として、校長のリーダーシップの下、一致団結体制を確立し、学校の設置者とも連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

④いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(3) いじめの判断と態様、

① いじめの判断

ア 「いじめ」にあたるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つこと。

イ いじめは、「心身の苦痛を感じているもの」と定義するが、多様な様態があることに鑑み、それだけに限定しない。

例 ・ いじめられていても、本人がそれを否定する場合。

・ ネット上で悪口を書き込まれているが、本人が気付いてない場合。

・ けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当するか否かを判断する。

・ いじめの認知は、学校いじめ防止対策委員会を活用して行う。

② 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれや集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・ 性的いたづらをされる。 等

○ これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 本校のいじめ、長期欠席生徒の実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・ 幼、小、中学校とほぼ同じ仲間で学習・活動していきている。
- ・ 小規模校のため先輩・後輩とのつながり深い。
- ・ 人間関係が固定化されてしまう。
- ・ 困っている生徒に対して、関心を持たない。
- ・ 暴力行為はみられない。

(2) 本校の課題

円滑な人間関係のあり方や作り方を道徳や特活を中心に、学校教育課活動全般を通して、「島立ち」後のコミュニケーション能力を見据えた指導・支援指導が必要である。

3 いじめ、長期欠席生徒の問題への対応について

(1) いじめ、長期欠席生徒の防止（未然防止）のための取り組み

- ① いじめ防止、長期欠席生徒等への対策の組織として、校内にいじめ防止対策委員会を設置する。（校長・教頭・教務主任・生徒指導・教育相談・養護教諭）
- ② 人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒たちがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- ③ 人権教育・道徳教育・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- ④ 常に危機感を持ち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して改善充実を図る。
- ⑤ 教職員研修の充実、いじめ、長期欠席生徒の相談の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- ⑥ 教職員の言動で、いじめ、長期欠席を誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- ⑦ 行政等の関係機関と定期的な情報交換を行い、連携強化を図る。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

いじめは、教職員・保護者の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・関係機関が連携し、実態把握に努める。

- ①生徒の声に耳を傾ける。(アンケート調査、教育相談等)
- ②生徒の行動を注視する。(チェックリスト、ネットパトロール等)
- ③保護者との情報を共有する。(手紙・通信物・電話・家庭訪問・保護者会等)
- ④行政等の関係機関と日常的に連携する。(行政等の関係機関との情報共有等)

(3) いじめが起きたときの対応

いじめ問題が生じた時には、校内のいじめ防止対策委員会で詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。

- ①いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ②いじめ問題を担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ③必要に応じて、スクールカウンセラーや福祉等の専門家等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。
- ④学校は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- ⑤いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省、謝罪をさせる。
- ⑥犯罪行為に対しては、早期に教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
- ⑦警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子どもの健全な成長を促すことを目的に行う。
- ⑧いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- ⑨ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める指導を図る。

4 重大事態の対応についての留意事項

(1) 重大事態とは

①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」 (児童生徒が自殺を企図した場合等)
②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」 (年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合)
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ①速やかに竹富町教育委員会に報告し、町教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たる。
- ②学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断する。当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行う。
- ③事案により、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努める。

いじめ・不登校生徒に対する組織的対応の流れ

